

男鹿市子育てファミリー支援事業補助金について

男鹿市では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯を対象に子育て支援サービスの費用を助成します。

～対象者～

1. 男鹿市内に住所を有すること
2. 平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、かつ、その子を含む3人以上の子を養育していること
3. 就学前の子を養育していること

～助成内容～

1. 子育て短期支援事業
2. 一時保育事業
3. 病後児保育事業
4. おむつ購入代(男鹿市内の業者で購入したものに限り)

※このうち、就学前の子に係る費用が対象となります。

～補助金額～

支払済みの利用料全額（ただし1世帯につき上限15,000円/年）

～対象期間～

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに利用(購入)した分

～申請期限～

令和8年3月31日(火)

～提出先～

子育て健康課子育て支援班(男鹿市役所2階)または郵送

※支払済みの領収書またはレシートを添付してください。(原本は返却します)

※養育要件を判断し難い場合は、確認できる書類を添付してください。



ご不明な点は、下記までお問合せください。

【担当】

男鹿市子育て健康課 子育て支援班

☎ 0185-27-8074

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1